



県内介護施設の施設長・管理者の皆様へ

外国人介護留学生 奨学金等支援事業のご案内

山口県社会福祉協議会では、令和2年度の新規事業として「介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある外国人留学生に対して県内介護施設等が給付する奨学金等」の一部を助成する事業を実施します。

1 助成の対象となる経費

「**県内介護施設**」が、「**外国人留学生**」に給付する「**学費**」と「**居住費**」です。

- ・**県内介護施設** …… 所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う県内の法人又は施設・事業所等
- ・**外国人留学生** …… 介護福祉士養成施設への入学を前提とした県内日本語学校の在学学生及び県内介護福祉士養成施設の在学学生
- ・**学 費** …………… 県内日本語学校に支払う授業料等の納付金
- ・**居住費** …………… 県内日本語学校及び県内介護福祉士養成施設在学中の居住費



2 助成金の基準額・助成率・上限額

助成基準額は、学 費…留学生1人当たり年額**60万円以内**

居住費…留学生1人当たり年額**36万円以内**

助成率は、**助成基準額の3分の1** なので

助成の上限額は、留学生1人当たりでみますと

学 費…年額60万円×1/3=**20万円**（上限額）

居住費…年額36万円×1/3=**12万円**（上限額）

●学費の助成金の算定例

学費として、月額4万円を奨学金として支給されている場合

4万円×12月=48万円（＜60万円）⇒48万円×1/3=16万円

学費として、月額6万円を奨学金として支給されている場合

6万円×12月=72万円（＞60万円）⇒60万円×1/3=20万円

●居住費の助成金の算定例

居住費（家賃）として、月額2万円を奨学金として支給されている場合

2万円×12月=24万円（＜36万円）⇒24万円×1/3=8万円

居住費（家賃）として、月額4万円を奨学金として支給されている場合

4万円×12月=48万円（＞36万円）⇒36万円×1/3=12万円



3 助成の対象となる期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

かつ、費用毎に以下の期間内となります。

学 費 … 県内日本語学校**修学期間1年以内**

居住費 … 県内日本語学校**修学期間1年以内及び**県内介護福祉士養成施設の**修学期間2～3年**



4 募集期間(申請書類の受付期間)

令和2年10月1日(木)～10月30日(金)〈予定〉

5 募集対象

所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う
県内の法人又は施設・事業所等

6 募集対象人数

20名程度

7 応募に必要な書類

山口県福祉人材センターホームページに
9月上旬から掲載〈予定〉

山口県福祉人材センター

検索

8 助成金の支払時期

令和3年3月中旬 〈予定〉

9 問合せ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

電話 083-922-6200 FAX 083-922-6652 (担当)田中、中村

○なお、本事業について事業者様からご希望があれば、別途説明させていただきたいと考えています。
下記の連絡票により、お気軽にご連絡ください。



外国人介護留学生 奨学金等支援事業 に関する連絡票

上記事業について、詳しい説明が聞きたいのでご連絡します。

連絡方法

メールまたは郵送・FAXでご連絡ください。

※下欄の内容を記入したメールをいただくか、
本票にご記入の上、郵送又はFAXしてください。

郵 送 〒753-0072 山口市大手町9-6

F A X 083-922-6652

メー ル jinzai@yg-you-i-net.or.jp

所在地 (住所)	〒	法人・ 事業所名	
		電 話	() -
担当者 役職・ 氏名	役 職	F A X	() -
	氏 名	メール アドレス	